

## 東京大学教員の役員等兼業に関する取扱いについて

東京大学教職員兼業規程（平成16年東大規則第26号。以下「兼業規程」という。）に定める兼業のうち、大学教員の営利企業役員等兼業に関しては、東京大学教職員兼業規程の運用について（平成16年7月8日付け役員会議決）に定めるもののほか下記により取り扱うこととする。

### 記

#### 1. 営利企業役員等兼業の定義

- イ 「技術移転事業者」とは、大学等における技術に関する研究成果の民間事業者への移転の促進に関する法律（平成10年法律第52号。以下「大学等技術移転促進法」という。）第2条第1項に規定する特定大学技術移転事業（同法第5条第2項に規定する承認計画に係るものに限る。）を実施する営利企業をいう。
- ロ 「研究成果活用企業」とは、本学の教員の研究成果を活用する事業（以下「研究成果活用事業」という。）を実施する営利企業をいう。
- ハ 「本学が承認する技術移転関連事業者」とは、「東京大学が承認する技術移転関連事業者に関する申し合わせ」（平成16年6月8日産学連携本部運営委員会決定）により承認された事業を実施する営利企業をいう。

#### 2. 役員等兼業の許可基準

東京大学教員営利企業役員等兼業審査委員会においては、次の許可基準により審査するものとする。

##### (1) 技術移転事業者の役員等の場合

- イ 技術移転兼業を行おうとする大学教員が、技術に関する研究成果又はその移転について、技術移転事業者の役員等としての職務に従事するために必要な知見を有していること。
- ロ 就こうとする役員等の職務の内容が、主として特定大学技術移転事業に係るものであること。

##### (2) 研究成果活用企業の役員等の場合

- イ 許可の申請に係る大学教員が、当該申請に係る研究成果活用企業の事業において活用される研究成果を自ら創出していること。
- ロ 就こうとする役員等としての職務の内容が、主として研究成果活用事業に係るものであり、契約締結等の折衝業務が含まれていないこと。

##### (3) 本学が承認する技術移転関連事業者の役員等の場合

- イ 本学が承認する技術移転関連事業者の役員等としての職務に従事するために必

要な知見を有していること。

ロ 就こうとする役員等の職務の内容が、技術移転関連事業に関係するものであること。

ハ 本学の技術移転を管理する立場にあって、その一環として事業者の業務に関係するものであること。

(4) 株式会社の監査役の場合

許可の申請に係る大学教員が、当該申請に係る株式会社における監査役の職務に従事するために必要な知見を本学の職務に関連して有していること。

(5) 株式会社の社外取締役の場合

イ 就こうとする社外取締役の職務の内容が、社会連携又は産学連携の推進に資する等、本学における研究成果及び人的資源の社会還元につながるものであること

ロ 就こうとする社外取締役の職務の経験が、本学における教育・研究活動の活性化に寄与することが期待されるものであること

ハ 許可の申請に係る大学教員が、社外取締役の職務に従事するために必要な知見を有していること

ニ 大学教員としての職務の遂行に悪影響を与えるおそれがなく、本学の社会的信頼性及び業務遂行の公正性の確保に支障が生じないこと

(6) 上記(1)から(5)までに共通する許可基準

イ 大学教員の占めている職と許可の申請に係る依頼元(当該依頼元が会社法第2条第3項に規定する子会社である場合にあつては、同条第4項に規定する親会社を含む。以下同じ。)との間に、物品購入等の契約関係その他の特別な利害関係又はその発生のおそれがないこと。

ロ 許可の申請前2年以内に、大学教員が当該許可の申請に係る依頼元との間に、物品購入等の契約関係その他の特別な利害関係のある職を占めていた期間がないこと。

3. 役員等兼業の許可期間

2年(監査役においては4年)を上限とし定款の定め範囲内とする。ただし特別の事情がある場合はこの限りではない。

4. 役員等兼業の申請手続き

役員等兼業については、別紙様式第7号から第11号の申請書に次に掲げる資料を添付し、所属部局長から総長に申請するものとする。

(1) 定款、組織図、役員略歴、株主名簿(大株主の状況及び許可の申請に係る大学教員の株式保有状況がわかるもの)及び事業報告(事業報告が作成されていない場合には、兼業先が作成した当該事業報告に相当する資料)

ただし、研究成果活用企業の発起人の兼業については、設立予定企業の事業計画及び組織の構成等を記載した事業計画書をもって代えることができるものとする。この場合、会社設立後に定款及び履歴事項全部証明書を提出するものとする。

(2) 兼業先からの依頼状(発起人及び会社設立前に申請を行う取締役の兼業については提出を要しない。なお、依頼状には次の内容の記載があるものとし、監査役への兼業については、イ及びロを除く。)

- イ 就こうとする役員等の職名、職務内容
  - ロ 契約関係折衝業務の有無
  - ハ 従事する場所、任期、勤務態様、報酬
  - ニ 許可の申請に係る大学教員が関与する、東京大学との共同研究、受託研究及び治験契約等の有無
  - ホ 研究成果の事業化に関連して国等から受けている支援措置の有無
- (3) 大学教員自らの創出による研究成果であって、研究成果活用企業が事業化において活用することを予定している内容を記述した資料（研究成果活用企業の役員等の兼業に限る。）
- (4) 研究成果活用企業が研究成果の事業化に関連して国等から支援措置を受けている場合には、その内容を明らかにする資料（研究成果活用企業の役員等の兼業に限る。）
- (5) その他参考となる資料
- イ 兼業先がパンフレットを作成している場合は、当該パンフレット
  - ロ 特許、学術論文、活動状況等参考となると認められる資料（当該特許に共同出願人がいる場合は、許可の申請に係る大学教員の持分割合の記載があること。）
  - ハ 兼業先の履歴事項全部証明書
  - ニ 兼業先との責任限定契約書の写し（兼業規程第3条第2項第5号に規定する社外取締役の兼業については、必須とする。社外取締役の兼業以外については、締結している、また締結の予定がある場合に限る。）

#### 5. 役員等兼業の報告

- (1) 許可された役員等兼業については、兼業先企業における事業年度毎に役員等兼業状況報告書（別紙様式第12号）を本部労務・勤務環境課に提出するものとする。
- (2) 許可された兼業について、許可申請書の「4 兼業予定先」欄に記載された事項に変更があった場合は、速やかにその旨を報告するものとする。

#### 6. 役員等兼業の許可の取消し

総長は、許可した役員等兼業について、上記2の許可基準に適合しなくなると認められるものについては、その許可を取り消すものとする。

#### 7. 役員等兼業の公表

許可された役員等兼業については、半期ごと（4月～9月、10月～翌年3月）に、兼業の状況について公表するものとする。

#### 8. 役員等兼業終了後の制限

役員等兼業を行った大学教員は、当該兼業終了後、当該兼業に係る事業者等を相手方とした物品購入等の契約その他の特別な利害関係のある業務の決裁に関わってはならない。その場合は総長の指名する理事に決裁権限を委譲するものとする。

#### 附 則

この改正は、平成27年4月1日から施行し、同日以降の申請について適用することとする。

附 則

この改正は、平成28年4月1日から施行し、同日以降の申請について適用することとする。

附 則

この改正は、平成29年4月1日から施行し、同日以降の申請について適用することとする。

附 則

この改正は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、令和4年2月24日から施行する。